

○駒ヶ根市製造の請負、物件の買入れその他の契約の入札参加資格者に係る指名停止要領

平成13年11月20日

訓令第4号

改正 平成18年4月1日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この要領は、駒ヶ根市製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格審査要綱（平成10年告示第38号）第9条第3項の規定により、製造の請負、物件の買入れその他の契約（以下「契約等」という。）の円滑かつ適正な執行を確保するため、競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「入札参加資格者」という。）の指名停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の審査)

第2条 指名停止の審査は、駒ヶ根市指名業者選定委員会規程（平成18年訓令第6号）に規定する駒ヶ根市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。

2 委員会は、別表第3に掲げる措置要件を事由として指名停止の審査を行うときは、関係機関の意見を聴くものとする。

(指名停止の基準及び期間)

第3条 指名停止の基準及び期間は、別表のとおりとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 入札参加資格者が1の事案により別表の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表の措置要件に該当することとなったとき。（次号に該当する場合を除く。）

(2) 別表第2第1項から第4項まで又は別表第2第5項から第8項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第2第1項から第4項まで又は別表第2第5項から第8項までの措

置要件に該当することとなったとき。

3 入札参加資格者に情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表及び前2項の規定にかかわらず、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 入札参加資格者に極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表及び第1項の規定にかかわらず、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の入札参加資格者に情状酌量すべき特別の事由があるとき又は悪質な事由が明らかとなったときは、別表及び前4項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認められたときは、当該入札参加資格者について指名停止を解除する。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 部長等は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(報告)

第6条 部長等は、その所管する契約等について入札参加資格者が、別表に定める措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、遅滞なく、委員会に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成13年11月20日から施行する。

附 則 (平成18年訓令第6号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項に該当する場合の措置基準

措置要件	期間
1 第1号から第4号まで又は第6号に該当する場合	3月以上12月以内
2 第5号に該当する場合 (1) 契約を締結しないとき。 (2) 粗悪品を納入したとき。	2月以上6月以内

(3) 納期が遅れたとき。	
(4) その他正当な理由がなく契約を履行しないとき。	

別表第2 (第3条関係)

贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
1 入札参加資格者又はその使用人が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から起訴又は不起訴処分が行われたことを知った日まで
2 次に掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により起訴されたとき。 (1) 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） (2) 入札参加資格者又は支配人及び支店若しくは営業所（常時契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者で（1）に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） (3) 入札参加資格者の使用人で（2）に掲げる者以外のもの（以下「一般使用人」という。）	起訴を知った日から 4月以上12月以内 3月以上9月以内 3月以上6月以内
3 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員及び近隣都府県の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 一般使用人	逮捕又は起訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 2月以上4月以内
4 次に掲げる者が、県外（近隣都府県を除く。）の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	逮捕又は起訴を知った日から 2月以上6月以内 1月以上3月以内

(3) 一般使用人	1月以上2月以内
5 次に掲げる場所において、業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約等の相手方として不相当であると認められるとき。（6に掲げる場合を除く。）	
(1) 県内	2月以上9月以内
(2) 近隣都県	2月以上9月以内
(3) 県外（近隣都県を除く。）	1月以上6月以内
6 次に掲げる者と締結した製造の請負、物品の納入等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約等の相手方として不相当と認められるとき。	
(1) 市	3月以上9月以内
(2) 県内の他の公共機関	2月以上9月以内
7 入札参加資格者又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。（8に掲げる場合を除く。）	逮捕又は起訴を知った日から2月以上12月以内
8 次に掲げる者と締結した製造の請負、物品の納入等に関し、入札参加資格者又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。	逮捕又は起訴を知った日から
(1) 市	3月以上12月以内
(2) 県内の他の公共機関	2月以上12月以内
9 別表第1及び1から8までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上9月以内
10 別表第1及び1から9までに掲げる場合のほか、代表役員等が禁固刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により起訴され、又は禁固刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上9月以内

別表第3（第3条関係）

暴力団との関係に基づく措置基準

措置要件	期間
1 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であると認められるとき。	当該認定した日から1年を経過し、改善されたと認められるまで。
2 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため又は業務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	3月以上9月以内
3 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	2月以上6月以内